

(目的)

第1条 この規則は、生涯教育研修を行うベースコーストレーナーに必要な知識及びスキルの維持・向上の支援をするとともに、生涯教育トレーナーの社会的信頼と資質を向上させることを目的とする。

(役割)

第2条 生涯学習ベースコーストレーナーの認定組織として、日本トレーナー協会（Japan Trainers Association）の認定する生涯教育ベースコーストレーナー（以下認定トレーナー）の資格取得などに必要な事項を定め、トレーナーの社会的活動における信頼性を維持・継続することに寄与する。

(資格の取得)

第3条 前条の資格取得を希望する者は、原則として一般社団法人教育文化振興会が主催するベースコーストレーナーコースを修了すること。かつ、ベースコースを運営するスキルと能力があるものとして日本トレーナー協会（JTA）及び一般社団法人教育文化振興会の理事長が認め、理事会・総会で承認されたものを生涯教育ベースコーストレーナーとする。

(認定トレーナーのランク)

第4条 認定トレーナーには下記の4ランクを設ける

1. ベースコーストレーナー

2. リードトレーナー

リードトレーナーとは、ベースコースの主となる実習を行うことができるものでベースコースのリードとして機能する能力を有するもの。

3. シニアトレーナー

シニアトレーナーとは、認定トレーナーを育成する能力を有するもの。

4. グランドシニアトレーナー

ベースコースを含む複数の研修のトレーナーを育成する能力を有するもの。

(認定トレーナーのランクアップシステム)

第5条 リードトレーナーは、その能力を有するものとして認定トレーナー3名の推薦があり、かつ理事長もしくはグランドトレーナーが認め理事会・総会で承認されたもの。

シニアトレーナーは、その能力を有するものとして認定トレーナー3名の推薦があり、かつ理事長もしくはグランドトレーナーが認め理事会・総会で承認されたもの。

グランドトレーナーは、その能力を有するものとして認定トレーナー3名の推薦があり、かつ理事長もしくはグランドトレーナーが認め理事会・総会で承認されたもの。

(一般社団法人教育文化振興会の主催のベースコースの開催)

第6条 一般社団法人教育文化振興会主催のベースコースは、一般社団法人教育文化振興会が年間スケジュールを決め、認定トレーナーがトレーニングする。アソシエイトトレーナーはアシスタントとして研修に参加することができる。

第7条 認定トレーナー・リードトレーナー・シニアトレーナー・グランドシニアトレーナー及びアシスタントの日当に関しては、その年の予算決定時に決めるものとする。

(認定トレーナーが開催するベースコース)

第8条 認定トレーナーは独自にベースコースを開催することができる。その場合は下記の条件を満たす必要がある。

1. 健康な人であれば受講できるオープンコースであること  
企業内研修(クローズコース)は、一般社団法人教育文化振興では行わない。
2. 事前に開催日程・場所など開催に必要な内容を一般社団法人教育文化振興会に提出し了解を得ること。
3. 開催に際し修了の認定料として受講料の10%を一般社団法人教育文化振興に支払うこととする。その場合、修了書、パンフレット、申込書を使用することができる。音響機材、掲示用資料等に関してはレンタルすることができる。

附 則

1. この規程は令和5年6月1日より施工する。